

流山市在住の保護者の皆様へ

幼児教育無償化に係るご案内

～令和8年10月利用分から給付上限額が変更となります～

1 対象児童

私立幼稚園を利用する児童（満3歳児（2歳児）から年長（5歳児）クラス）

2 無償化の対象

- ① 『保育料』及び『入園料』が月額28,000円まで無償化されます。
- ・月額28,000円を超える分については、保護者負担となります。

・入園料については、入園初年度に限り在園月数に応じて月額換算の上、保育料と合わせ無償化の対象となります。

・保育料及び入園料以外の費用については無償化対象外です。
- ② 『預かり保育利用料』が月額12,300円まで（日額490円が上限）無償化されます。
- ・満3歳児（2歳児）クラスの非課税世帯の方については、新3号認定を受けることによって月額17,700円までが無償化の対象となります。

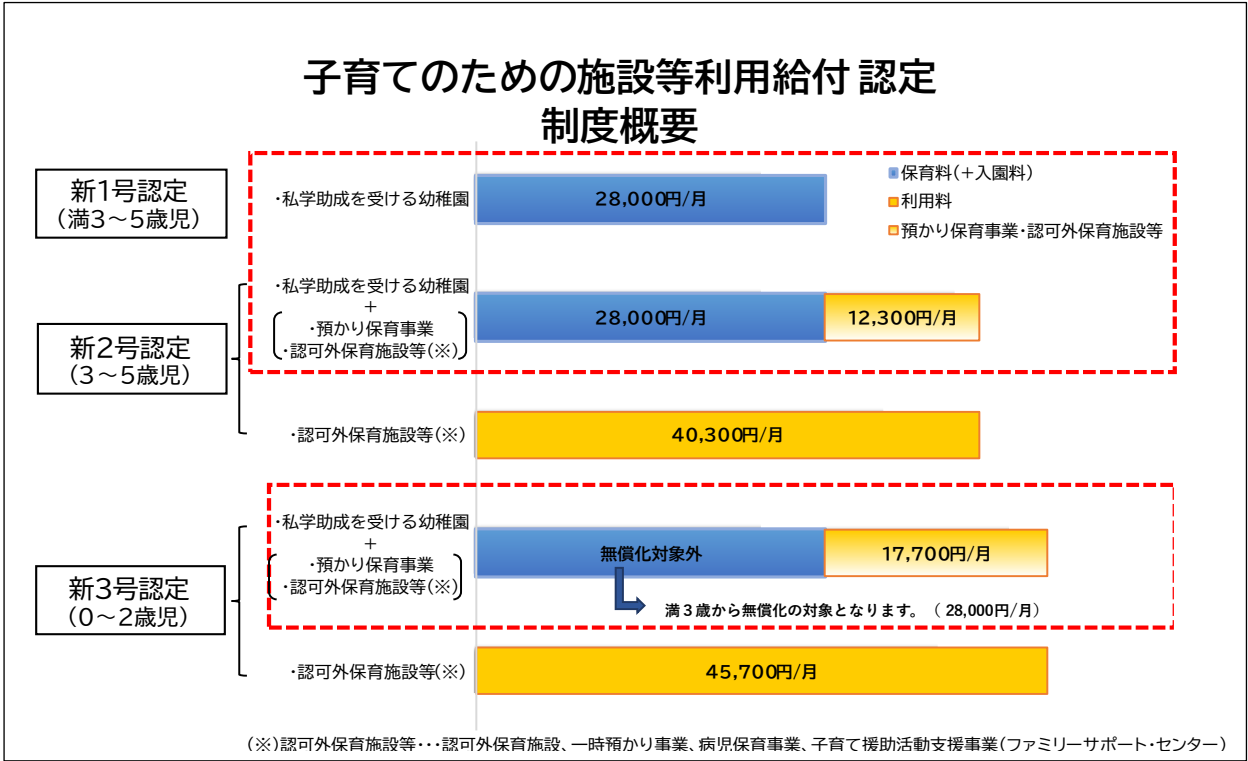
・幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となります。
（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満の場合・月額12,300円又は17,700円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）

・新2号認定又は新3号認定を受ける必要があります。

★給付額の変更は下表のとおりです。

令和9年1月請求分から変更となります！

手続き不要	。。教育時間部分	預かり保育部分		
	月額上限額	月額上限額(新2)	月額上限額(新3)	日額上限額(共通)
R8.9月利用分まで	25,700円	11,300円	16,300円	450円
R8.10月利用分から	28,000円	12,300円	17,700円	490円



3 施設等利用費請求について

新2号又は新3号認定を受け、預かり保育等を利用した方については、支払った利用料を『償還払い』により、一定額まで支給します。月の上限額は「2②」をご参照ください。

請求時期（利用期間※）	請求受付期間
1月期（10月 から 12月利用分）	1月1日 から 1月31日まで
4月期（ 1月 から 3月利用分）	4月1日 から 4月30日まで
7月期（ 4月 から 6月利用分）	7月1日 から 7月31日まで
10月期（ 7月 から 9月利用分）	10月1日 から 10月31日まで

※各期で示している利用期間については、目安となります。例えば4月期に10月～12月利用分と1月～3月利用分を一括で請求することも可能です。

また、利用から2年が経過した利用月分については、請求ができなくなりますので、ご注意ください。

- 【請求に必要な書類】
- (1) 『施設等利用費請求書』（流山市様式）
 - (2) 施設から発行される『特定子ども・子育て支援提供証明書』
 - (3) 施設から発行される『領収証』（利用料を支払った証明）

※利用分の必要書類については、請求の際まで、大切に保管してください。

【請求書の提出方法について】

請求書の提出については、利用している施設で取りまとめを行っている場合があります。

施設において取りまとめを行わない場合は、上記、申請受付期間内に、流山市保育課まで直接ご提出ください。

各種様式は流山市HPからダウンロードいただけます。

【流山市HP ページ番号:1039567】

二次元コードはこちら→



ご不明な点はお気軽にお問い合わせください

【問い合わせ】 流山市 こども未来部 保育課
電話:04-7150-6124